

## 保護預り約款

### 第1条（趣旨）

この約款は、ヘッジファンド証券株式会社（以下「当社」という。）とお客様（以下「申込者」という。）との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするために定められるものです。

### 第2条（保護預り）

当社は、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第2条第1項各号に掲げる証券について、この約款及び当社の指定する保管機関の定めるところによりお預かりします。

2 この約款に従ってお預かりした証券を以下「保護預り証券」といいます。

### 第3条（保護預り証券の保管方法及び保管場所）

当社は、保護預り証券について金商法第43条の2に定める分別管理に関する規定に従って次のとおりお預かりします。

- （1）保護預り証券については、当社において安全確実に、当社の指定する外国の保管機関等（以下「現地保管機関」という。）に保管します。
- （2）保護預り証券については、現地保管機関において混蔵して保管します。

### 第4条（混蔵保管等に関する同意事項）

第3条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

- （1）お預かりした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。
- （2）新たに証券をお預かりするとき又はお預かりしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預かりしている他の申込者と協議を要しないこと。

### 第5条（共通番号の届出）

申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### 第5条の2（保護預り証券の口座処理）

「総合口座取引申込書」に記載された住所、氏名又は名称、個人の場合における生年月日、法人の場合における代表者の氏名等、及び前条の規定により届出た共通番号をもって届出の住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。

#### 第6条（保護預り証券の口座処理）

保護預りとしてお預かりする証券は、すべて同一口座でお預かりします。

#### 第7条（申込者への連絡事項）

当社は、保護預り証券について、次の事項を申込者にお知らせします。

（1）最終償還期限

（2）残高照合のためのご報告、ただし取引残高報告書を定期的に通知している場合には取引残高報告書によるご報告

2 残高照合のためのご報告は、取引残高報告書を定期的に通知する場合には、法律の定めるところにより四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め行いますから、その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社のコールセンターに直接ご連絡ください。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、申込者が特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、申込者からの前項に定める残高照合のための報告内容に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

#### 第8条（償還金等の代理受領）

保護預り証券の償還金の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受け取り、ご請求に応じてお支払いします。

#### 第9条（保護預り証券の返還）

当社が指定する保管機関においてお預かりしている証券の返還は、次の場合を除き、原則として、ご請求には応じられません。

（1）保護預り証券を売却される場合

（2）当社が第8条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

#### 第10条（届出事項の変更手続き）

お届事項を変更なさるときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法によりお手續

きください。この場合、「運転免許証」、「健康保険証」、「印鑑証明書」「個人番号カード」等の書類をご提出していただきます。

- 2 前項によりお届けがあった場合は、当社は相当の手続きを完了したのちでなければ保護預り証券の返還のご請求には応じません。

#### 第 1 1 条 (解約)

次にあげる場合は、契約は解約されます。

- (1) 申込者から解約のお申出があった場合
- (2) 第 1 4 条に定めるこの約款の変更に申込者が同意されない場合
- (3) 申込者が口座開設申込時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- (4) 申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると認められ、当社が解約を申し出た場合
- (5) 申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

#### 第 1 2 条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に関しては、当社の定める方法により、保護預り証券及び金銭の返還を行います。

#### 第 1 3 条 (免責事項)

当社は、天変地変、政変等の不可抗力の場合により第 9 条で規定された行為について遅延が生じた損害については、その責を負いません。

#### 第 1 4 条 (この約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂される場合があります。なお、改定の内容が、申込者の従来の権利を制限若しくは申込者に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

#### 第 1 5 条 (個人情報等の取扱い)

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法 (F A T C A) 上の報告対象として以下の (1)、(2) 又は (3) に該当する場合及び該当する可能性がある当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報 (氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の

額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- (1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- (2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- (3) FATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)